

平城京の借金事情—月借錢と出拳—

都城発掘調査部 史料研究室研究員 山本 祥隆

はじめに

奈良時代の庶民や下級官人については、窮乏に瀕する悲惨な姿でイメージされることが多い。地方の庶民たちは、重税を都まで自ら担いで運び納めたのち、困窮して都に留まらざるを得なかったか、あるいは故郷に帰りつく前に行き倒れるものも多かったと語られる。また、六位以下の下級官人たちについても、いわゆる貴族層と比べると俸給は少なく、平城宮から離れた狭い土地の粗末な家で暮らし、食事も質素なものであったと描かれる。

困窮する下級官人を象徴するものとして、正倉院

文書中の借錢関係文書がある。借金を繰り返し、時に家屋や妻子を質に入れることすらあった実状を語るこれらの文書は、なるほど下級官人たる造東大寺司写経所の写経生たちの生活実態、特にその影の部分をもぎまぎと映し出すように見受けられよう。

だが、このような下級官人の生活のイメージは、本当に当時の実態を正確に捉えているのだろうか？ 今回は、銭貨のみでなくイネによる出拳^{すいこ}の制度も参照しつつ、平城京の借金事情を再考してみたい。そこからは、これまでとはやや異なった下級官人像が浮かび上がってくるだろう。

1. 既往のイメージ—破綻する下級官人の生活

平城京の借金事情を考える際、主軸となるのはやはり、正倉院文書中に残る100通を超える借錢関係文書群である。これらは

- (1) 宝亀年間(770～781)の奉写一切経所の月借錢解^{げっしやくせんげ}(=借金の申込書、約100通)
- (2) それより前(天平勝宝・宝字年間、749～765)の借錢関係文書(9通)

の2群に大別され、これまでは圧倒的多数を占める(1)が主な分析対象となってきた。なお、(1)・(2)は奈良時代後半～末に集中するが、平城宮・京跡出土木簡からは、借錢が奈良時代を通じて一定程度行われていた様子がうかがわれる。

(1)にみえる月借錢の利率は月13%または15%、なんと年利換算で156%または180%の高利である。質物は布で支払われる給料(布施^{ひせ})が多く、ここから宝亀年間の月借錢は給料の前借りとしての性格が強かったことが指摘されている。一方、時には家地や土地(口分田)が質とされることもあり、その場合は期限内に返済される割合が高まる、との指摘もある。また、特に個人が単独で借入れを申請する場合には保証人が置かれることも多かった。

これほど高利で、かつ質や保証人も求められる借

表1 文部浜足の借金歴

(栄原永遠男「平城京住民の生活誌」[『日本の古代9 都城の生態』中央公論社、1987年]より)

51歳	3・2・25	①500文(質物 家地・口分田)	
	4・18	①500文	
	6・16	—	金月足の僮人
6月下旬頃	—	①400文	
7/8～7/12	—	②本400文 利122文	
9・7	—	①1000文(質物 布4端)	
9・16	—	①100文	
11・24	—	② { 本1000文 利304文 本100文 利46文 }	
11・27	—	①1000文(質物 家地・口分田)	
12・25	—	②本1000文 利125文	
52歳	4・4・7	—	山辺千足の僮人
	4・14	—	出雲手麻呂の僮人
	9・20	①1000文(布施時)	
	11・5	②本1000文 利215文	
53歳	5・4・29	①300文	
	7・5	②本300文 利100文	
	9・15	①600文(布施時)	
	11・29	②本600文 利216文	
	11・30	①1000文	
	?	②本400文 利225文	
54歳	6・5・30	—	山部針間麻呂の僮人
	7・19	②本200文 利180文	
	9・20	②本200文 利120文	
	10・27	②本200文 利36文	

金を、写経生たちは一人で何度も繰り返していた。特に有名なのは丈部浜足で、宝亀3年(772)2月～5年11月の3年足らずの間に、100文～1000文の借金を10回も申請している(表1)。中には「若し期日を過ぎれば、妻子等を質物に成して売り」と記すものまである。しかも、写経生の布施は出来高払いで、病気などで働けなければ支払われない。さらに、奈良時代を通じて物価は上昇の一途をたどったとされ、反対に布施の支給基準額は奈良時代末になると半減したとされる。負の連鎖に陥る危険は多分に存し、それにより平城京では貧困層が拡大再生産され、彼らがもたらす情勢不安や治安の悪化に常に悩まされていた、と理解されてきたのである。

2. 銭貨出挙とイネ出挙 — 遅しき債務者たち

だが、他の史料にも目を向けると、違った側面も見えてくるように思われる。実は「月借錢」はほぼ(1)の文書群のみに見える用語で、古代の借金は「出挙」と呼ばれるほうが一般的であった。律令の規定でも「出挙」の語が用いられ、(2)の中には「出挙銭」と記す文書が3通含まれる。なお、律令の条文は銭貨出挙を主、イネなど穀物による出挙を従とする構成になっているが、これは貨幣経済が十分に発達した中国・唐の規定をそのまま継受したことによる。奈良時代の日本における銭貨の流通は都城周辺などに限られ、地方社会ではイネなどが貨幣的役割を担っていた。そのため、古代の「出挙」と言えば銭よりもイネによる出挙を指すことのほうが多かった。

稲作には播種や田植え、収穫といった1年単位のサイクルが存するため、イネ出挙では春・夏に貸付がなされ、収穫後の秋・冬に返済が行われると決まっていた。また、当時のイネ出挙(特に公出挙)の利率(実質的な年利)は5割である場合が多かった。

一方、(2)の文書には「秋時を過ぎさずして成して進上せん」、「八箇月の内に半倍して(=5割の利息を付して)進上せん」など、イネ出挙の影響を受けたと見られる文言が複数認められる。呼称のみでなく、銭貨出挙とイネ出挙との間には一定の共通性が存した可能性も想定できるかもしれない。すると、平城京での銭貨出挙について、地方社会でのイネ出挙のあり方を応用して考える余地もあるのではなかろうか。

イネ出挙に関して興味深いのは、返済期限前に債

務者が死亡した場合、元本・利息双方の免除が公認されていたことである。しかも、死亡した債務者とその負債額のリストである天平11年(739)備中国大税負死亡人帳という帳簿が現存している。これを分析すると、どうやら一定の操作を加えた一種の借金逃れが行われていたようなのである。そもそも、債務者死亡の場合は負債を免除すると規定した法律は、実はどこにも存在しない。恐らくは古くからの農業慣行の中で認められていた慣習が、奈良時代を通じて存続していたものと考えられる。債権者側には不利益にしかならない慣習が法的根拠のないまま公認されていたことになり、加えて債務者(あるいは現地の実務担当者)もそれをしたたかに活用し、利を得ていた可能性まで想定されるのである。

銭貨出挙に債務者死亡による免除が適用された証拠はないが、同様の遅しさやしたたかさは、平城京の下級官人たちも有していたのではなかろうか。

例えば、(1)のうち高向小祖月借錢解では、小祖は20日ほどで返すという条件付きで無利子での借金を申し込んでいると読み取れるが、実際の返済は5カ月後まで遅れ、かつ利息は払っていないようである。また、(2)のうち上道真浄月借錢解や氏未詳真養月借錢啓には「恩免了」「恩免」とあり、何らかの理由で負債が免除されている。月借錢を返済せず逃亡し、名を偽って石山寺の工事現場で働いていた秦乙公らは下級官人の生活破綻の実例とされるが、あるいはこれも方便で、ほとぼりが冷めたら都に戻るつもりであった、またそれが受容される余地が存する社会であった、との理解も可能かもしれない。

なお、(2)には「借貸銭」「借貸」と記す文書も存する。借貸とは無利息貸与を意味する。利息がないのだから債権者には何のメリットもなく、奈良時代のイネによる借貸は基本的に災害時の窮民救済策であった。呼称を同じくする平城京での銭貨借貸も無利子とみられ、困窮した下級官人に対する救済措置として機能した可能性も充分想定されよう。

もちろん、すべての負債が免除されることはあり得ず、生活に苦しむ者や破産状態に追い込まれる者が存したことも確かであろう。しかし、それはどの社会でも一定程度起こりうることである。諸史料による限り、(1)の「月借錢」という用語は借金を表すものとしてやや特殊であり、対象を広く借財一般に広

げれば、現代と同じく（あるいはより広範に）救済の措置や余地が存したとも言えるかもしれない。また、数量的に卓越する(1)の文書群も、それが遺存したのは多分に偶然によるものであり、(2)や他の史料を等閑視して下級官人のイメージを描写するのは危険であろう。少なくとも、(1)の中に返済不能に陥った事例は見られない。楽観的に過ぎるかもしれないが、下級官人たちは借金を重ねても《何とかなる》ことも多かった、と想定しておきたい。

3. 奉写一切経所での月借錢の意義

以上を念頭に置きつつ、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義についても、少し視角を変えて考察を加えてみたい。

実は、宝亀年間には奉写一切経所自体が財政難に苦しんでいた可能性がある。この時期の奉写一切経所は他の写経機関から予算ごと継承した一切経書写事業を担当していたとみられるが、その予算が不足していたようなのである。

そのため、奉写一切経所はさまざまな費目から写経生に貸し付ける月借錢の財源を捻出し、利息収益

で予算の不足を補っていた。さらに、その財源確保のために、むしろ写経所のほうが一部の官人から金を借り受けていたともみられるのである。

一方、写経生たちは必ずしも写経所からの布施だけで生活していたのではない。口分田の班給も受けていたし、また都では下級官人であっても地元ではそれなりに勢力を持つ家柄であることも多かった。写経生ではないとみられるが、玉作廣長という人物が婢を質とした例もあり、月借錢の請求者に奴婢を所有できる者が存したことが知られる。

月借錢解と並び写経生の生活実態をよく反映するとされる史料に、請暇不參解（=休暇願）がある。このうち経師広田連清足請暇解をみると、清足は10月15日から19日までの休暇を得ていたが、期日を過ぎても無断欠勤を続け、24日に至ってようやく足の腫れを理由に10日間の療養（休暇延長）を申請してきた。が、その後も欠勤を続けたようで、実際の出勤は11月19日まで遅れた、と記されている。写経生の布施は出来高払いのため、清足はいわば自ら俸給を放棄したことになり、生活に困っていたとは思えない。出勤すれば布施とは別にその日の食料が支給されたし、

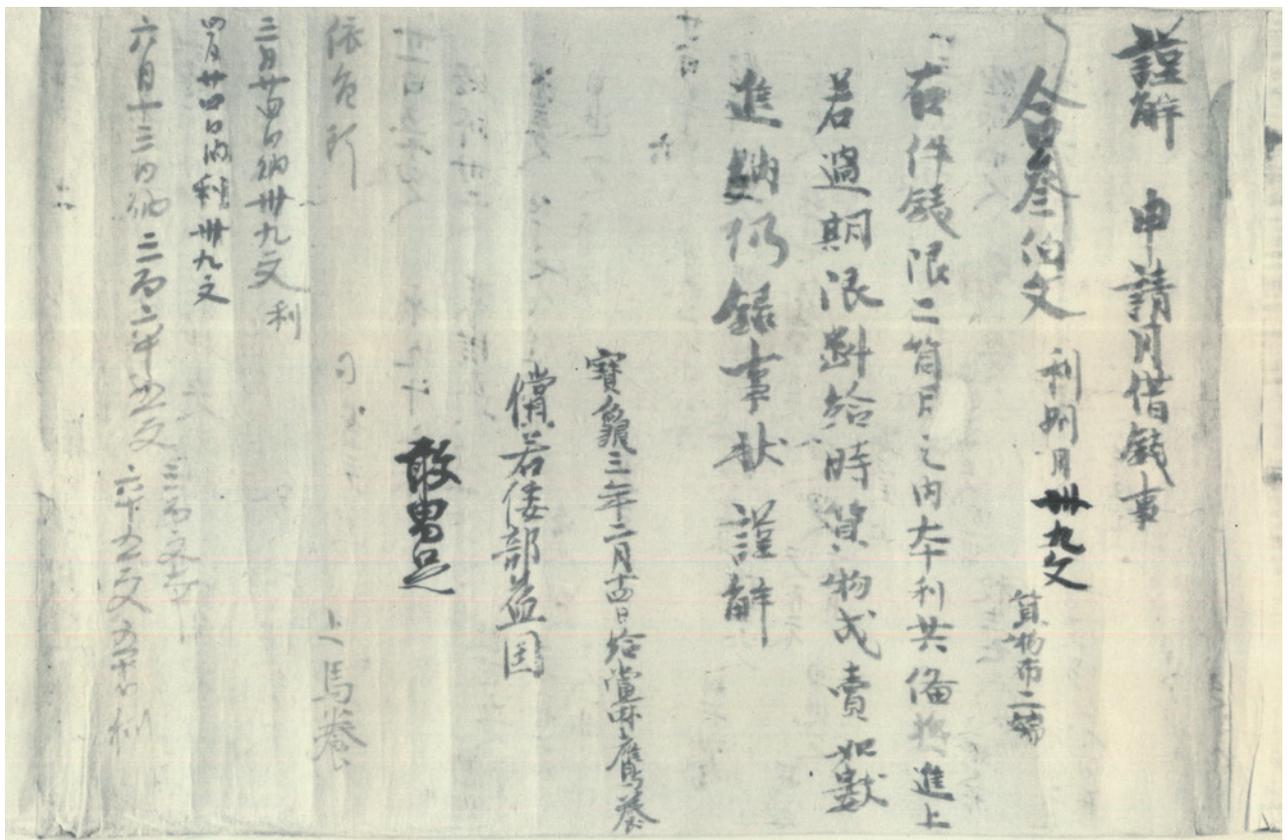


図1 宝亀3年(772)当麻鷹養月借錢解(正倉院文書続修21巻、『大日本古文書』(編年文書)6巻272頁)

他にも都における人脈の構築など、写経所への出仕には複数のメリットが存したと考えられる。彼らはそれらを天秤にかけつつ、写経所での勤務に励み、また時には欠勤していた、ともみられよう。

すると、宝亀年間の月借銭には、写経生は実質的な手取りが減る代わりに先に現金を手にすることができ、それによって写経所は予算の不足を補うという、いわば官人と官司との相互扶助的な機能が働いていた可能性も見出しうるのではなかろうか。なお、一連の月借銭解が登場する宝亀3年(772)2月の直前の数カ月間は写経所の事業が停止しており、写経生たちは仕事がなく布施を得られない状態にあった。そのため、彼らにも布施前借りの需要が(少なくともある程度は)存したと考えられている。

ところで、正倉院文書中には、角勝麻呂という人物が何らかの過失を犯した際に代償として宴を開いて同僚たちをもてなすことを約した念書がある。この文書を詳細に分析した研究によれば、ここには写経所内部での処理により事を穏便に済ませようとする、ひとつの共同体としての官司(写経所)の秩序維持機能の発露が認められるという。宝亀年間の月借銭にも、これと類似の機能を想定できるのではなかろうか。実際、借銭を繰り返した丈部浜足は、一方で他の写経生の月借銭の保証人にもなっており、写経生たちが相互に役割を入れ替えつつ、全体として月借銭が運用されていたとも理解しうる。

このように考えてくると、月借銭の月13%または15%という高利についても、別の見方が可能となる。前述のように(2)の出挙銭では、イネ出挙の慣行に引きずられたためか、長期の借入れを前提とした5割の固定利息が散見する。しかし、年単位の農業サイクルに拘束されるイネ出挙と異なり、銭貨出挙は長期借用に縛られる理由はない。その点、布施が入り次第の返済というあり方は合理的で、また2~3カ月

以内に返済できれば利率はむしろ低くなる。「月」借銭という用語の定着にも、長期借用という慣行の克服に向かう兆候が認められよう。奈良時代も末に近い宝亀年間の月借銭は、イネ出挙の影響に束縛される面も残っていた銭貨出挙が、銭貨の運用としてより合理的なあり方に変貌を遂げた姿としても理解できるのである。またそれは、平城京における銭貨使用の成熟度合を反映したものかもしれない。

とかく下級官人の生活の悲惨さという文脈で捉えられがちであった宝亀年間の奉写一切経所における月借銭であるが、むしろ現業官司がひとつの共同体として構成員どうしの相互扶助的働きの中で運営されていたという実態面や、銭貨の流通・使用の成熟の様子を示すものともいえるのではなかろうか。そしてそこからは、都市平城京における生活の様態や奈良時代の歴史的な位置付け、あるいは8世紀中における変化の様相なども仄見えるように思われる。

おわりに

平城京の借金事情について、通説とはやや異なる見通しを提示した。イネ出挙における慣行に引きずられがちであった銭貨出挙であるが、奈良時代末の奉写一切経所ではその影響を脱した合理的な運用がなされていたともみられ、またそれは平城京における銭貨使用の成熟度合を反映している可能性もある。また、月借銭は必ずしも生活に窮した下級官人たちが止む無く手を出した高利貸しではなく、むしろ彼らが所属する官司全体が、いわばひとつの共同体として存立していたという社会のあり様を映し出すものとも評価できるのではないかと考えた。

論証不十分な部分も多々存するが、平城京の下級官人像や奈良時代の官司運営の実態についても、これまでとは少し異なるイメージを披見しえたかと思う。今後のさらなる検証を期したい。



山本 祥隆 (やまもと・よしたか)

都城発掘調査部 史料研究室 研究員

1983年 栃木県生まれ

2006年 東京大学文学部卒業

2011年 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程退学

同年 奈良文化財研究所 研究員(現在に至る)

現在の専門分野は、日本古代史